

○越谷市建築審査会条例

昭和 58 年 12 月 22 日

条例第 34 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)第 83 条の規定に基づき、越谷市建築審査会(以下「審査会」という。)の組織、議事その他審査会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審査会は、委員 7 人をもつて組織する。

(招集)

第 3 条 審査会は、会長が招集する。

2 会長は、緊急やむを得ない場合を除き、開会の 3 日前までに、会議の日時、場所及び事案を示して、招集の通知をしなければならない。

3 会長は、次の各号の一に該当する場合は、会議を招集しなければならない。

- (1) 法の規定に基づき市長から同意を求められたとき。
- (2) 法の規定に基づき裁決をする必要があるとき。
- (3) 市長から諮問があつたとき。
- (4) 委員の過半数の者から、審査会に付議する事案を示して、招集の請求があつたとき。
- (5) その他会長が必要と認めたとき。

(会議)

第 4 条 会長は、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門調査員)

第 5 条 審査会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門調査員を置くことができる。

2 専門調査員は、学識経験者又は市職員のうちから市長が選任する。

(庶務)

第 6 条 審査会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、審査会が別に定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

(越谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 2 条 越谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 36 年条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

附 則(昭和 61 年条例第 25 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和 61 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年条例第 31 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年条例第 9 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。